

## 香取市プレミアム付商品券 加盟店募集要領

### 1. 発行の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の悪化した商工業者を支援するため、高プレミア率の商品券の発行により、落ち込んだ市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2. 商品券の発行について

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 名称     | かとりスーパープレミアム商品券  |
| (2) 当初発行総額 | (発行冊数 10 万冊 プレミアム率 30%)  |
| (3) 販売価格   | 1 冊 10,000 円 (500 円券×26 枚綴り)<br>(全加盟店共通券 14 枚、中小加盟店専用券 12 枚)<br>※一人あたり最大 2 冊まで購入可能<br>※売場等の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の店舗は、全加盟店共通券のみの扱い。             |
| (4) 販売期間   | 令和4年4月5日(火) から令和4年6月30日(木) まで  |
| (5) 販売窓口   | 佐原信用金庫<br>①本店営業部(香取市佐原イ 525) TEL:0478-54-2120<br>②北出張所(香取市北一丁目 6) TEL:0478-54-2177<br>③小見川支店(香取市小見川 319) TEL:0478-82-3121<br>※上記のほか、臨時販売所を設置する場合あり |
| (6) 購入対象者  | 令和4年2月1日現在、市内に住民登録がある人   |
| (7) 購入方法   | 購入引換券を販売窓口で提示し購入<br>※購入引換券は、3月下旬頃、世帯主宛てに郵送   |
| (8) 使用期間   | 令和4年4月5日(火) から令和5年2月28日(火) まで  |

### 3. 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失及び盗難に対し、香取市及び香取市プレミアム商品券実行委員会は責任を負いません。

### 4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・水道料金等の公共料金)
- (2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等

の換金性の高いもの

- (3) たばこ
- (4) 不動産や金融商品
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

#### 5. 加盟店の登録資格

香取市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（１）～（４）に該当する事業者を除いたもので、香取市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記「4. 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

#### 6. 加盟店の責務

- (1) 加盟店であることが明確になるよう、加盟店用ポスター等を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに香取市プレミアム商品券実行委員会事務局まで報告してください。
- (3) 商品券の交換及び売買は行わない。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (4) 加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店責務とします。
- (6) 商品券には、「全店共通券」と「中小加盟店専用券」の 2 種類があります。売場等の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の店舗は、「全店共通券」のみの取扱いとなるので、注意してください。
- (7) 商品券が大量かつ不自然に持ち込まれた場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに香取市プレミアム商品券実行委員会事務局まで

報告してください。

- (8) 千葉県暴力団排除条例（平成 23 年千葉県条例第 4 号）及び香取市暴力団排除条例（平成 24 年香取市条例第 3 号）を遵守してください。

## 7. 加盟店申請手続について

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、下記(2)の提出先へ、持参、郵送又はFAXしてください。

※FAXの場合は提出先への到着確認を必ず行ってください。

### (2) 申請書の提出先

#### ①佐原地区にある店舗

《提出先》

佐原商工会議所

〒287-0003 香取市佐原イ 5 2 5 - 1

TEL : 0478-54-2244 FAX:0478-55-1501

#### ②小見川・山田・栗源地区にある店舗

《提出先》

香取市商工会

〒289-0313 香取市小見川 7 7 8 - 2

TEL : 0478-82-3307 FAX:0478-82-3306

### (3) 申請受付

令和 4 年 1 月 25 日（火）から

※購入引換券とともに郵送する加盟店一覧（チラシ）への掲載を希望する場合は、2月14日（月）までに申請してください。

※2月15日（火）以降に申請した場合は、チラシへは掲載されず、香取市ホームページへの掲載のみとなります。

### (4) 申請後の審査承認

申請のあった事業者は、香取市プレミアム商品券実行委員会事務局の審査を経て、加盟店として承認します。承認した場合には後日「香取市プレミアム商品券加盟店登録証明書」を送付いたします。

### (5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。香取市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに「加盟店登録申請書」を提出してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。

③配布物として、加盟店用ポスター等を配布します。

## 8. 換金について

### (1) 換金方法

加盟店は、指定金融機関(①佐原信用金庫 本店、北出張所、小見川支店。  
②銚子商工信用組合 佐原支店、小見川支店。③銚子信用金庫 山田支店を予定)へ、下記「(2) 換金に必要なもの」を持参してください。

(2) 換金に必要なもの

①回収したプレミアム商品券

②香取市プレミアム付商品券加盟店換金依頼書 (金融機関窓口で記入も可能)

③香取市プレミアム付商品券加盟店登録証明書

※商品券を提出する指定金融機関以外へ換金額の振込を希望する場合の手数料は、加盟店負担となります。

(3) 換金期間

令和4年4月5日(火)～令和5年3月10日(金)

9. 加盟店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10. その他

この「募集要領」に記載されていない事項については、下記へお問い合わせください。

①佐原商工会議所

香取市佐原イ525-1 TEL:0478-54-2244

②香取市商工会

香取市小見川778-2 TEL:0478-82-3307

③香取市プレミアム商品券実行委員会事務局 (香取市役所商工観光課内)

香取市佐原口2127 TEL:0478-50-1212